

保健福祉課

☎ 社会福祉係 (137・140)

手続きはお済みですか？令和6年度 住民税非課税世帯に対する 臨時給付金（ $\frac{3\text{万円}}{1\text{世帯}}$ ）及びこども加算（ $\frac{2\text{万円}}{\text{対象児童1人}}$ ）のご案内

- 令和6年度住民税非課税世帯に対する臨時給付金（1世帯当たり3万円）は、住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- 上記の世帯で、かつ18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降）が世帯員に
いる場合、対象児童1人当たり2万円を追加支給いたします。
- 給付金対象者には支給通知書又は確認書を郵送しています。

● 支給額

1世帯当たり3万円／対象児童1人当たり2万円

● 支給対象と手続方法

- 令和6年12月13日時点で大崎町に住民登録のある世帯
- 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税であること
- 世帯の中に住民税が課税となる人、又は住民税が未申告である人がいないこと
- 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている者のみで構成された世帯でないこと

● 手続方法

【支給通知書が届いた方】

➡ 支給通知書に記載の口座へ振込済みです。



【確認書が届いた方】

➡ 必要事項を記載の上、必要な添付書類を同封し、3月21日(金)までにご返送ください。

【申請が必要な方】

- 基準日（令和6年12月13日）以降に申告又は修正申告により非課税世帯となった世帯
- 令和6年1月2日から12月13日までに町外から転入した方を含む世帯 など

※その他、対象となると思われるが支給通知書、確認書が届いていない方は下記の連絡先へお問い合わせの上、対象となる場合は3月21日までにお手続きください。

【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 社会福祉係 ☎476-1111（内線137・140）